

青森県報

号外第四十六号

平成二十七年
五月二十一日
(木曜日)

目 次

選挙管理委員会

青森県知事選挙の期日……………	(事務局) ……
選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)	(同) ……一
青森県知事選挙における選挙長及び同職務代理者の選任…	(同) ……二
青森県知事選挙におけるポスター掲示場の掲示面の区画数…	(同) ……二
青森県知事選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時……………	(同) ……二
青森県知事選挙における期日前投票等記載場所に掲示する候補者の氏名等の順序を定めるくじを行う場所及び日時…	(同) ……二
青森県知事選挙における選挙会の場所及び日時……………	(同) ……三
青森県知事選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額……………	(同) ……三
青森県知事選挙における選挙長の事務を行う場所……………	(同) ……三
青森県知事選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時……………	(同) ……三

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第四十号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三十三条第一項の規定により、青森県知事の選挙を次のとおり行うので、同条第五項の規定により告示する。

平成二十七年五月二十一日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

選挙期日 平成二十七年六月七日

青森県選挙管理委員会告示第四十一号

平成二十七年五月二十日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)を、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示する。

平成二十七年五月二十一日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

二二、五四〇人

二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

二四〇、八七〇人

三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

- 東津軽郡選挙区 七、二四六八
- 西津軽郡選挙区 五、八八四八
- 南津軽郡選挙区 六、六五一八
- 北津軽郡選挙区 七、九四六八
- 上北郡選挙区 二八、〇六八八
- 三戸郡選挙区 二〇、四五八八
- 青森市選挙区 八二、〇一六八
- 弘前市選挙区 五〇、一七〇八
- 八戸市選挙区 六五、〇六六八
- 黒石市選挙区 九、八〇六八
- 五所川原市選挙区 一九、七六七八
- 十和田市選挙区 一七、六五八八
- 三沢市選挙区 一〇、九五四八
- むつ市選挙区 二一、八三四八
- つがる市選挙区 九、九一一八
- 平川市選挙区 二一、二二四八

青森県選挙管理委員会告示第四十二号

平成二十七年六月七日執行の青森県知事選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、同令第八十一条の規定により告示する。

平成二十七年五月二十一日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

選挙長	氏名	住所	選挙長職務代理者	氏名	住所
柿崎 光顯	弘前市大字桜ヶ丘四丁目三の一一	新岡 千寛	北津軽郡中泊町大字福浦字浦島四七		

青森県選挙管理委員会告示第四十三号

平成二十七年六月七日執行の青森県知事選挙におけるポスター掲示場の掲示面の区画の数を次のとおり定めたので告示する。

平成二十七年五月二十一日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

掲示面の区画数 六区画

青森県選挙管理委員会告示第四十四号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年十一月自治省告示第百六十五号）第十四条第一項の規定により行う平成二十七年六月七日執行の青森県知事選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじの執行場所及び日時を次のとおり定めたので告示する。

平成二十七年五月二十一日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

くじを行う場所	くじを行う日時
青森市長島一丁目の一 青森県選挙管理委員会事務局	平成二十七年五月二十一日 午後五時三十分

青森県選挙管理委員会告示第四十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第六項の規定により、平成二

十七年六月七日執行の青森県知事選挙における期日前投票等記載場所に掲示する候補者の氏名及び党派別の順序を定めるくじの執行場所及び日時を次のとおり定めたと告示する。

平成二十七年五月二十一日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

くじを行う場所	くじを行う日時
青森市長島一丁目の一 青森県選挙管理委員会事務局	平成二十七年五月二十一日 午後五時十分

青森県選挙管理委員会告示第四十六号

平成二十七年六月七日執行の青森県知事選挙における選挙会の場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十七条第一項の規定により次のとおり定め、同法第七十八条の規定により告示する。

平成二十七年五月二十一日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

一 場所 青森市中央一丁目一の一八

ラ・プラス青い森三階プリムラ

二 日時 平成二十七年六月九日 午前十一時

青森県選挙管理委員会告示第四十七号

平成二十七年六月七日執行の青森県知事選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第九十四条の規定による選挙運動に關し支出することのできる金額は、次のとおりであるので同法第九十六条の規定により告示する。

平成二十七年五月二十一日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

制限額 三三、〇八八、八〇〇円

青森県選挙管理委員会告示第四十八号

平成二十七年六月七日執行の青森県知事選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めたと告示する。

平成二十七年五月二十一日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

場 所	所 在 地
青森県選挙管理委員会事務局	青森市長島一丁目の一

ただし、平成二十七年五月二十一日における選挙長の事務を行う場所は次のとおりとする。

場 所	所 在 地
青森県庁西棟七階C会議室	青森市長島一丁目の一

青森県知事選挙選挙長告示第一号

平成二十七年六月七日執行の青森県知事選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたと、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成二十七年五月二十一日

青森県知事選挙選挙長 柿崎光顯

一 場所 青森市長島一丁目の一

青森県選挙管理委員会事務局

二 日時 平成二十七年六月四日 午後五時十分

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭